

○国立大学法人東北大学広告掲載基準

平成29年12月27日

副学長（広報・社会連携・情報基盤担当）裁定

国立大学法人東北大学広告掲載基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、東北大学まなび情報誌「まなぶひと」広告掲載取扱要領（平成29年12月27日副学長（広報・社会連携・情報基盤担当）裁定）第2条第3項の規定に基づき、広告掲載に係る基準を定めるものとする。

（規制業種又は事業者）

第2条 次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業及び性風俗関連特殊営業と規定される業種並びにこれらに類似する業種

二 消費者金融

三 たばこ販売

四 ギャンブルに係るもの

五 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

六 法律の定めのない医療類似行為を行う施設

七 占い、運勢判断に関するもの

八 興信所・探偵事務所等

九 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

十 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく市町村長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行うもの（不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費・作業代などを要求し、実質的に処理料金を徴収するものも該当する。）

十一 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手續中の事業者

十二 各種法令に違反しているもの

十三 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

十四 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの

十五 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの

十六 その他広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

（掲載基準）

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

一 人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。

- イ 他を誹謗し、中傷、若しくは排斥し、若しくは他の名誉若しくは信用を毀損するもの又はそのおそれのあるもの
  - ロ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含むもの又はそのおそれのあるもの
  - ハ 第三者のプライバシー等を侵害するもの及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したものの又はそのおそれのあるもの
- 二 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- イ 法令等で禁止されている商品、無認可商品又はサービスを提供するもの
  - ロ 粗悪品などの広告掲載が不適当な商品又はサービスの提供に係るもの
- 三 東北大学まなび情報誌「まなぶひと」の円滑な運営に支障をきたすもの。例えば、次のようなものをいう。
- イ 品位を損なう表現のもの
  - ロ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
  - ハ 社会的に不適切なもの
  - ニ 国内世論が大きく分かれているもの
- 四 政治性があるもの。例えば、次のようなものをいう。
- イ 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
  - ロ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- 五 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。
- イ 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
  - ロ 射幸心を著しくあおる表現
  - ハ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
  - ニ 虚偽の内容を表示するもの
  - ホ 法令等で認められていない業種・商法・商品
  - ヘ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - ト 責任の所在が明確でないもの
  - チ 広告の内容が明確でないもの
  - リ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
  - ヌ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現を含むもの
- 六 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。
- イ 水着姿及び裸体姿等で、広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
  - ロ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

- ハ 残酷な描写など、良俗に反するような表現
- ニ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- ホ ギャンブル等を肯定するもの
- ヘ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(広告の表示内容に関する業種ごとの個別基準)

第4条 広告を掲載できる業種ごとの基準は、次のとおりとする。

一 人材募集広告

- イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは掲載しない。
- ロ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

二 語学教室等

- イ 一か月で確実にマスターできる等の安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

三 学習塾、予備校等（専門学校を含む。）

- イ 合格率など実績を載せる場合は、事実や客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示する。
- ロ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは記載しない。

四 外国大学の日本校

- イ 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」という主旨を明確に表示する。

五 資格講座

- イ 受講する資格の内容を明確に表示すること。あたかも国家資格であるといったような誤解を招くような表示はしない。
- ロ 講座受講だけで資格が取得できないものは、「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」など、資格取得に必要な事項を表示し、あたかも講座受講だけで資格が取得できるような紛らわしい表現は使用しない。
- ハ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
- ニ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

六 病院、診療所、助産所

- イ 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5から第6条の7及び獣医療法（平成4年法律第46号）第17条の規定の範囲内で表示する。
- ロ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示はしない。
- ハ 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な表示はしない。
- ニ 提供する医療により、疾病等が完全に治癒する等、推測的な効果の表示はしない。
- ホ 当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは表示し

ない。

へ マークを表示することは可能であるが、必ず文字を併記する。また、赤十字のマークや名称は自由に用いることはできない。

#### 七 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

イ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定の範囲内で表示する。

ロ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、表示しない。

ハ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載しない。

八 前二号に定めるもののほか、法令により広告の制限を受けている業種等については、その規定の範囲内で表示する。

#### 九 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）

イ 医薬品等は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第66条から第68条の規定の範囲内で掲載する。なお、効能、効果及び安心を保証する表示（使用前・後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等）はしない。

ロ 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載する。

ハ 広告主が、事業所所在地を所管する地方自治体の薬務担当部署及び食品担当部署において広告内容が適法・適正であることの確認を得る。

#### 十 健康食品、保健機能食品、特別用途食品

イ 健康増進法（平成14年法律第103号）第31条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第20条並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

ロ 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能・効果等について、表示しない。

ハ 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えないこと。かつ、法令等により定められている表示すべき事項を記載する。

ニ 広告主が、事業所所在地を所管する地方自治体の薬務担当部署及び食品担当部署において広告内容が適法・適正であることの確認を得る。

#### 十一 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等）

イ サービス全般（老人保健施設を除く。）

(1) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現をしない。

(2) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(3) その他、サービスを利用するに当たって、「〇〇市事業受託事業者」といったような、有利であると誤解を招くような表示はしない。

ロ 有料老人ホームについては、イに規定するもののほか、次の(イ)~(ハ)に掲げるとおりとする。

(1) 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示する。

(2) 所管都道府県の指導に基づいたもの。

(3) 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。

ハ 有料老人ホーム等の紹介業

(1) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(2) その他利用に当たって著しく有利であると誤解を招くような表示はしない。

ニ 介護老人保健施設については、介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は広告しない。

## 十二 墓地等

都道府県知事又は市町村長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を記載する。

## 十三 不動産事業

イ 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。

ロ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記するとともに、「不動産の表示に関する公正競争規約」（平成17年公正取引委員会告示第23号）による表示規制に従う。

ハ 「早い者勝ち」「残り戸数あとわずか」等の契約を急がせる表示は掲載しない。

## 十四 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、以下のような表示をしない。

イ 顧問先、または依頼者名（同意書がある場合を除く。）。

ロ 誇大または過度な期待を抱かせるもの。

## 十五 旅行業

イ 広告主の旅行業者又は旅行業者代理業者は、日本旅行業協会または全国旅行業協会の会員に限る。

ロ 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。ただし、補償については、広告内にすべての記載の必要はなく、詳細内容が記載されているホームページ等への誘導等でも足りるものとする。

ハ 行程にない場所の写真等を掲載するなどの不当表示に注意する。

ニ その他広告表示について、旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の7及び8並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。

## 十六 通信販売業

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条及び第12条並びに同法施行規則第8条から第11条の規定に反しないこと。

#### 十七 雑誌、週刊誌等

- イ 適正な品位を保った内容を表示する。
- ロ 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なもの、及び不快感を与えないこと。
- ハ 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現はしない。
- ニ タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現とする。
- ホ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないこと。
- ヘ 未成年、心身喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
- ト 公序良俗に反する表現はしない。

#### 十八 映画、興業等

- イ 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。
- ロ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- ハ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- ニ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張したりの表現等は使用しない。
- ホ ショッキングなデザインは使用しない。
- ヘ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- ト 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

#### 十九 古物商、リサイクルショップ等

- イ 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
- ロ 一般廃棄物処理業に係る地方自治体の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はしない。（例：回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄など）

#### 二十 結婚相談所、交際紹介業

- イ 業界団体に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。
- ロ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- ハ 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること（財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得している等）。

#### 二十一 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

- イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- ロ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。

#### 二十二 募金等

- イ 募金内容は、社会福祉事業のための寄付金募集に限ること。
- ロ 厚生労働大臣または都道府県知事の許可を得たものに限り、そのことを明記する。

#### 二十三 質屋、チケット等再販売業

- イ 個々の相場、金額等は表示しない。
- ロ 有利さを誤認させるような表示はしない。

#### 二十四 トランクルーム、貸し収納業者

- イ 「トランクルーム」は、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第25条に定める国土交通大臣の認定を受けていること。
- ロ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、倉庫業法に基づく「トランクルーム」ではないことを明記する。

#### 二十五 ウィークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けること。

#### 二十六 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

第2条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内での掲載とする。

#### 二十七 金融商品

##### イ 投資信託等

- (1) 将来の利益が確実・保証されているような表現はしない。また、利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明示する。
- (2) 元本保証がない旨等のリスクを、目立つように分かりやすく表示する。

##### ロ 商品先物取引、外国為替証拠金取引（FX）等

- (1) 監督行政庁等の許可・登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者とする。
- (2) 安全・確実性や有利性等を強調し、投機心をいたずらに煽らないこと。
- (3) 利益保障がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクを、目立つように分かりやすく表示する。

##### ハ その他の金融商品

当該金融商品の内容に応じ、本号イ及びロの規定を準用する。

#### 二十八 その他、表示について注意を要するもの

- イ 割引価格を表示する場合、「メーカー希望価格の〇%引き」など元の価格の根拠を明記する。
- ロ 比較広告（根拠となる資料が必要）の場合、主張する内容が客観的に実証されていること。
- ハ 無料で参加・体験できるものについて、別途費用がかかることがある場合はその旨明示する。（例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります。」等）
- ニ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告にならないよう、広告主の法人格を明示し、法人名を明記するとともに、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

ホ 肖像権・著作権の使用については、無断使用がないこと。

へ 宝石の販売については、虚偽の表現に留意し、必要な場合は公正取引委員会に確認を  
ること。（例：「メーカー希望価格の〇%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はな  
い。）等）

ト 個人輸入代行業等の個人営業広告については、必要な資格の取得状況や事務所の所在地等  
の実態を確認すること。

ニ アルコール飲料については、未成年者の飲酒禁止の文言を必ず表示する。また、未成年者  
の飲酒を誘発するような文言及びデザインは表示しない。

（個別の基準）

第5条 第2条から前条に定める基準のほか、広告媒体の性質に応じた個別の基準は、広報統括責  
任者（国立大学法人東北大学広報戦略推進室設置要項（平成18年11月22日総長裁定）第2  
条に規定する広報統括責任者をいう。）が必要に応じ定めるものとする。

（掲載基準の適用）

第6条 第5条に定める掲載基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部  
又は一部について修正、削除等を行うことにより、広告を掲載することができると認められる場  
合は、広告主に修正、削除等を求めることができることとする。

附 則

この基準は、平成29年12月27日から施行する。